

久留米開墾社

旧久留米藩士族の入植者は、久留米開墾社を結社し、結社大意・社則・社中申合書等を作成した。入植時の「結社大意」をみてみよう。

久留米開墾社の「結社大意」

旧久留米藩士族の入植者は、久留米開墾社を結社し、結社大意・社則・社中申合書等を作成した。

久留米開墾社では、共同の長屋に住み、社則に従い共同作業を行い、収穫物も共有で収穫後に分配されるなどの特徴があった。

結社大意

某等仰視俯察諸テ方今ノ形勢ヲ按スルニ、外ニハ各国雄飛互ニ其智能ヲ磨キ其威力ヲ養ヒ、学芸日ニ進ミ物産月ニ盛ニ而虎視鯨呑ノ状一日モ止ム能ハサルアリ、内ニハ維新日淺ク、政体風俗大變革ノ際ニ会シ、智能未タ振ハス、威力未タ充タス、元氣ハ却テ萎靡スルカ如ク、物産ハ更ニ繁盛セサルニ似タリ、況ンヤ士族ノ如キハ流離轉轉ノ慘アリテ、其措置ノ如何ハ安危治乱ノ機ヲ胚胎スルモノアリ、某等一念斯ニ至ルヤ、不覺慄然タルモノアル也矣、嗚呼内外勢ヲ異ニスル如、此ニシテ尚ホ在舊日ヲ涉ラハ何ノ時カ各国ト同位抗対スルヲ得ンヤ、或ハ將ニ言ニ忍ヒサルノ事アルモ知ルヘカラス、苟モ我大東ノ民タルモノ、実ニ臥薪嘗胆ノ秋ト謂フ可シ、惟フニ国權ヲ張ルハ民權ヲ伸ルニ在リ、民權ヲ伸ルハ民力ヲ養ニ在リ、民力ヲ養フハ民産ヲ殖スルニ在リ、民産ヲ殖スルハ尤東北地方ニ在リ、本末緩急ノ弁ヲ詳ニセスシテ徒ニ紛々擾々スルモノ何ゾ補ヒテランヤ

天皇陛下英明慈仁孜孜トシテ民産ヲ殖スルノ事ヲ奨励シ玉フハ天下億兆ノ信シテ疑ハサル所ナリ、就中我同族ハ尤モ聖念ヲ勞シ玉フト聞ケリ、恐懼措ク所ヲ知ラス頃者億万ノ財ヲ顧ミス、全邦士族ニ公債証書ヲ下附セラレ猶且其産ヲ樹ンカ為メ、百万経営セラル、所アリ

天恩ノ隆渥其如何ソヤ、東北地方ナル福島県ニ於テハ已ニ内外ノ情勢時務ノ本末ヲ詳ニシ

朝旨ノ至仁ヲ体シ、民産ノ蕃殖ヲカメ、去ル明治五、六年間ヨリ同県下岩代国安積郡ノ曠野ニ殖民所ヲ起シ、土族ノ授産ヲ講シ、桑田、稲田、道路、橋梁、堤塘、溝洫、殖民等経画已ニ了リ規模已ニ成リ、殆ト六、七年ヲ経過セリ、此地新村名ヲ桑野村ト称シ明治九年六月聖上東巡此地ニ行在所アリテ車駕駐スル二日、世呼テ開成山開拓ト云ハ足レ也一面方今愈々之ヲ繼續擴張セラレテ息マス、某等遙ニ山川ヲ涉リ親ク此地ヲ踴躍スルニ、北ニハ所謂対面原ヲ俯瞰シ、南ニハ牛庭原ヲ連抱シ、四方共ニ諸村原野ノ圍繞ス所ニシテ、形勢雄踞地味沃願ル為ス有ルノ地タリ、就中大蔵壇原ト称スル原野ハ、殖民所ニ接続シテ形情尤好シ、於是乎慨然宿昔ノ志ヲ決シ、同志相誓ヒ老幼相携ヒ、数百里ノ山河ヲ越エテ福島県ノ殖民所ニ来リ住シ、福島県開墾成規ヲ奉シ、殖民所中原野並大蔵壇原ノ墾拓ヲ肇メ、同盟連結シテ久留米開墾社ト称シ、冠ハ身ヲ耕耘ニ委シ夜ハ心志ヲ学業ニ注キ、漸次桑敵ヲ闢キ、以テ本邦名産ナル蘭糸ヲシテ益々盛大ナラシメ上ハ

天恩ノ隆渥ナルヲ報シ奉リ、下ハ人民ノ公益ヲ規画シ、中ハ各自ノ産業ヲ確立セントス、抑某等ノ故郷ニ在ルヤ必スシモ飢饉ニ迫ルニ非ス、必シモ居室ニ安セサルニ非ス、亦老幼婦女ノ家族アリ、親朋朋友ノ交情アリ、老幼婦女ハ憫マサルニ非ス、親朋朋友ハ別ヲ悲マサルニ非ス、然リ而シテ數百歳世々墳墓ノ故郷山川ヲ捨テ、玄海ノ狂瀾ヲ凌ギ、箱根ノ絶險ヲ越エ通ニ東奥ノ曠野ニ来リ、荒涼無人ノ境ニ蹙レシコトヲ期シ、虎ニ非ス兎ニ非ス彼荒野ニ從フノ状アルトモ、豈ニ好シテ為ス所ナランヤ、東北移住ノ率先翹楚トナリ、同胞兄弟中某等ト憂ヲ同ウスル有志ト戮力協同功業漸次大成シテ、東北地方民産興隆ノ好莫ヲ結ヒ、本末緩急ノ順序ヲ追ヒ終ニ所謂国權ナルモノヲ確持シテ、彼ノ各国虎視鯨呑ノ欲ヲ排倒スルノ一端ニ補ヒアリ、聊カ以テ国家人民ニ忠アルヲ期スルノ微志ノミ而茲ニ説ヲ了セントシ、更ニ一言スヘキアリ、天下開拓ノ確実ナルニ如クモノナシ、不動ノ土地ニ従事スルヲ以テ也、天下開拓ノ危難ナルニ如クモノナシ、悠久ノ勞苦ニ従事スルヲ以テ也、故ニ悠久屈セサレハ則開拓尤確実ナリ、朝作暮輟スルハ則開拓実危難ナリ、艱易ハ人ニ在リ業ニ在ラサルナリ、苟モ夙夜勉勵講習切磋身ヲ泥墜ニ委スルモ、心ハ清潔ヲ持シ、一人ノ志操品行ハ則國家ノ元氣ナリト、自ら重シ自ら尊ビ、數十年ノ星霜恰モ一日ノ如ク、屈セス撓マス一意堅業ニ服セハ、則至難ノ業モ却テ至易タルヲ見ルコトアラシ、是同盟第一ノ主眼ナリ、謹テ茲ニ結社ノ大旨ヲ説キ、更ニ社則十五章百五十条并申合書二十七条ヲ編シ、本社ノ準則トセリ、

明治十一年十月

福島県下安積郡
久留米開墾社

結社大意

『明治十五年 各開墾社規則綴』（県庁文書 福島県歴史資料館所蔵）より抜粋

『安積事業誌』には、「結社大意八皆中条君ノ筆ニ成リ、一文句一文字モ他ノ手ヲ借りタルモノニ非ズ」と記載があり、福島県官中條政恒（中条君）が作成したものとされる。読点「、」を加えた。

安積開拓と農事指南人

士族たちが開墾地へ入植したが、農業技術や農業経営について知識が不足していることから、農業指導者が必要であった。そこで、明治13年（1880）に福島県は農事指南人として平民の移住御手当金給与について上申し、聞き届けられた。平民25戸分である。

国営安積開墾事業では、鹿児島から塚田喜太郎、久留米から鳥越円作などの老農が招聘されている。

塚田は対面原（現在の郡山市喜久田町）に設けられた試験場で直蒔法と骨粉肥料などを研究、考案した。鳥越は大蔵壇原（現在の郡山市久留米）で指導にあたり、久留米犁や鎌、雁爪などの使用方法を伝授した。

鳥取開墾社では、老農や大工、鍛冶屋なども共に入植しており、実地指導にあたった。



老農塚田喜太郎之碑

明治22年（1888）に建立された塚田喜太郎の碑（左）と平成9年（1997）に再建された碑（右）。郡山市喜久田町に建つ。画像提供・郡山市

農事指南人トシテ平民移住御手当金給与之儀

「福島県開墾誌」（県庁文書 福島県歴史資料館所蔵）より抜粋
読点「、」を加えた。（ ）内に補足説明を加えた。
原文の細字2行の箇所を（ ）内1行とした。

〔明治十三年四月〕十七日山吉県令ヨリ安積郡開墾地へ士族移住ニ付、農事指南人トシテ平民移住御手当金給与之儀ヲ何フ、左ノ如シ、

一金千貳百四拾貳圓三拾四錢

右者本県下開墾所へ久留米開墾社設立相成追々移住之処、旅費之義ハ昨年中再応相伺候得共、御開居難相成、尤御貸与有之開拓資本金之内ヲ以テ貸下取計候義ハ不苦御指揮ニ付、士族ニ限り夫々貸渡候、然ニ該社之義ハ全ク土族ノミニシテ固ヨリ転居移住、其業ヲ執リ身ヲ費スニ委ネ千辛万苦不厭ノ精神ニハ候得共、播種、培養、灌溉等ノ実業上ニ於テハ師ヲ求メサレハ、將來事業ノ運歩如何ニ関シ候義ニ付、篤実ナル老農ヲ撰ミ以テ移住雑居為致、農事指南人ト為候ハ、植物之適否ヨリ、耕耘培養ノ時機ヲ誤ル等ノ恐れナク、実ニ開墾ノ良基ト相成其運歩好果ヲ結フニ至ルヘキハ勿論、渾テ筑後地方之人民ハ古来農事熟練之義相聞へ、奥羽之農業上ニ利益ヲ与フヘク、旁本實ニ於モ厚申論シ常情ノ止ミ難キ郷閭墳墓ノ地ヲ辞シ、新ニ天涯隔離之地ニ居ヲ移サセ候義ニ付、士族同様取扱致度旨ヲ以テ福岡県令ヨリ協議之次第モ有之候得共、元来士族ニ限り一日十里詣金三拾錢ノ積ヲ以テ移住旅費貸下ノ定ニテ、平民ハ移住スルモ旅費ハ貸与無之、實際上ノ景況ハ右農業指南方ノ有無ハ大ニ事業ノ得失ニ相関候条、何分ニモ事情御洞察特別ノ御詮議ヲ以テ、右指南人トシテ移住ノ平民ニ限り、御手当金トシテ別紙移住平民手当金給額調書之通、別段御給与相成候様致度此段相伺候也、（別紙略ス）

〔明治十三年五月〕十七日松方（正義）内務卿ヨリ開墾地へ士族移住ニ付、農事指南人トシテ平民移住御手当金給与ノ何へ指令アリ曰ク、

書面之趣ハ特別之詮議ヲ以テ聞届、此度限り金千貳百四拾貳圓三拾四錢下渡候条、受取方勸農局へ可申出候事、